

政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、政府間協議に基づく証明書様式等の取り決めのない輸出国向け輸出食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。本要綱において「施行規則」という。）第 3 条に基づく、その他の輸出証明書の発行（食品衛生に係る事項に限る。）に関する手続を定めるものである。

なお、本手続は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。

2. 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 輸出食品：日本国内で製造又は加工され、輸出される食品（別途、施行規則に基づき手続が定められている食品を除く。）
- (2) 加工施設：輸出食品の製造又は加工を行う施設
- (3) 施設責任者：加工施設において、証明事項が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人
- (4) 輸出者：加工施設の輸出食品を輸出する者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (5) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

3. 証明書の発行手続

(1) 証明書の発行申請

施設責任者又は輸出者は、輸出先国の輸入手続きにおいて、提出又は提示が求められる証明書様式とともに、証明書の発行に必要な書類（輸出しようとする食品の加工施設の営業許可の取得状況や監視指導実績の確認、原材料や製造方法、必要に応じて検査結果等）等を食品監視安全課に提出し、必要な手数料とともに、証明書の発行を申請すること。なお、想定される証明事項は、別添のとおり。

(2) 証明書の発行

食品監視安全課は、提出された書類等の必要な確認を行い、証明書を

発行すること。

4. 留意事項

- (1) 当該証明書の発行は、前記1を前提とした円滑な輸出が行われるための措置であり、証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、本要綱の変更等が行われる可能性があること及びこれらの対応により発生した損害等については補償できないものであること。
- (2) 発行申請は、輸出先国での輸入手続きに必要な場合に限ること。
- (3) 施設責任者及び輸出者は、輸出先国の衛生上の規則及び条件等について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により自主的な衛生管理に努めること。
- (4) 輸出先国からの連絡等により、輸出された食品の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、食品監視安全課は必要に応じ関連の事業者を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区に調査協力を求め、当該事業者の調査、指導等を行うこと。輸出者は、輸出食品の安全性のみならず、輸送、保管等に関しても責任を負うものとし、調査等に対して協力を行わなければならないこと。

証明事項例

1. 本製品は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に定める〇〇製造業の許可を取得した工場で製造されたものである。

This product was manufactured at the approved plant for the license of 〇〇 producing business specified in Article 55 of the Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947).

2. 本製品は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に従って製造されたものであり、人の食用に適している。

This product was manufactured according to the Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947) and is fit for human consumption.